

平成 16 年 9 月 16 日

周南市まちづくり総合計画審議会会長殿

第 1 部会会長

周南市まちづくり総合計画原案（基本構想・基本計画目標 1・5）について（報告）

平成 16 年 7 月 27 日の第 1 回周南市まちづくり総合計画審議会において分担された標記項目について、本部会における審議結果を、下記の通り報告します。

記

- 1 「基本構想」第 5 章の目標 1 及び目標 5 については、別添 1 のとおり、修正案をとりまとめました。なお、目標 5 の標題については、他の目標の標題との調和を図るため「主体的に活躍できるまちづくり」としましたが、関連して目標 3 の標題は、「安心して暮らせるまちづくり」とすることを提案します。
- 2 「基本計画」第 3 章の第 1 節及び第 5 節については、別添 2 のとおり、修正案をとりまとめました。その際、各項目の標題の一部を修正するとともに、48. と 49. を合体しました。これに伴う以降の項目番号の修正及び基本計画第 2 章への反映については、他の分科会における審議結果の反映と合わせて、本審議会において行って頂くようお願いいたします。
- 3 「基本構想」第 6 章 主要プロジェクトについては、別添 3 の修正案を提案します。
- 4 「基本構想」第 7 章 推進方策に、「行政評価制度の導入」を加えることを提案します。
- 5 「基本構想」第 3 章 目標人口については、記すべき数字の意味を含め、本審議会において、検討するようお願いいたします。

目標 1 心豊かに暮らせるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、ものの豊かさばかりでなく、日々心豊かに暮らせることが大切です。特に、感動、夢、自信といった心の豊かさは、私たちが元気で輝いているための源です。

このため、将来を担う子どもたちが、人間性豊かに成長できる環境づくりを推進するとともに、私たち一人ひとりが自分のライフスタイルにあわせて、学び、楽しみ、そして文化や芸術にふれることのできる潤いのあるまちづくりを進めます。

(1) 地域連携による青少年の健全育成

青少年は社会の大切な宝であり、青少年が生き生きと成長していく姿は、私たちに夢を与えると同時に、将来の街づくりへの意欲を高めます。また、青少年は、これからの本市を担っていく貴重な人材でもあります。

このため、家庭、学校、地域、行政が連携して市全体で青少年の健全育成に取り組んでいくこととし、その指針となる青少年健全育成プランを策定するとともに、制度や組織の枠を越えて、関係者間のコミュニケーションの促進を図ります。特に、地域での取り組みが大切であることから、地域において指導的な役割を果たす人材の確保、養成を図り、その活動を支援していきます。

さらに、青少年が社会活動や地域活動等を通じて、その個性を發揮しつつ、さまざまな事柄を体験し学習することができる環境の整備に努めます。

(2) 学校教育の充実

学校教育は人間形成に重要な役割を担っており、生命を尊重する心、社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等の豊かな人間性の育成を目指し、「心の教育」や「生きる力の教育」が推進されています。

今後も、児童、生徒一人ひとりの個性や能力に応じてよりきめ細かな指導に努めるとともに、基礎学力の充実を図り、高度情報化や国際化など、これからの時代に対応できる人材の育成に努めます。

また、自然環境や伝統文化を生かした「ふるさと学習」の推進を図り、子どもたちに郷土の良さを伝えることで郷土を愛するたくましい「周南っ子」を育てていきます。

さらに、多様性と柔軟性に富む学校とするために、学校運営の改善に努めるとともに、学校間及び学校と地域との連携を図ります。

(3) 生涯学習の推進

生涯にわたって学ぶことは、私たちの活躍の場を広げると同時に、好奇心を満ち、達成感を得るなど、より豊かで充実した人生を送るために欠かせないことです。

このため、専門性の高い内容や職業能力に資する内容をも含んだ、さまざまな学習ニーズに対応するため、地域の高等教育機関等と連携し、生涯学習センターや公民館、市民交流センター等で開講される講座や学級の充実を図るとともに、各種学習情報の提供に努めます。

また、市民の自主的な講座や教室の開催を支援するなど、学習機会の拡充を図ります。

(4) 文化・芸術活動の促進

優れた文化・芸術に接することや自らが文化・芸術活動に参加することは、ゆとりある人生や豊かな暮らしを送っていく上で欠かせないものとなっています。また、個性豊かな地域文化に触れることは、私たちが周南市民としての誇りと一体感をもって活躍することに繋がります。

このため、より多くの市民がさまざまな芸能や音楽、優れた美術品等を鑑賞できる機会の拡充や文化・芸術活動の成果を発表する場の提供に努めるとともに、拠点となる施設の充実を図ります。

さらに、各地区に残っている有形無形の歴史的資料や伝統ある文化、芸能、祭りなどを後世に受け継いでいくため、地区における保存会等の自主的な取り組み、活動等を支援するとともに後継者の育成にも努めます。

(5) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツやレクリエーションは健康で生き生きとした生活を送る上で、また、青少年にとっては心や身体の発達を図る上で、重要な役割を果たしています。

このため、スポーツ施設等の整備、充実を図るとともに、スポーツやレクリエーションの普及や振興を目的として設立された団体等の取り組み、活動を支援し、だれもが、自分の生活にあわせて、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりに努めます。

さらに、普及、啓発を図るため、スポーツ教室の開催や指導員の育成、養成に取り組むとともに、全国大会やスポーツイベントなどの誘致に努め、より高いレベルの競技を観る機会等を提供していきます。

このほか、新たなスポーツ・レクリエーション振興策として、地域に密着した「総合型地域スポーツクラブ」の設立等について支援します。

総合型地域スポーツクラブ...各地域でそれぞれ育み、発展させていくスポーツクラブ。「私益」ではなく、地域住民に開かれた「公益」を目指した、経営意識を有する非営利的組織。

(6) 国際化への対応

経済、産業活動、教育、スポーツなど、さまざまな分野で国際化が急速に進展しており、生活の中においても国際社会に対する理解が求められる場面が多くなっています。また、積極的に諸外国の文化に触れることにより、私たちの生活をより豊かなものにすることもできるようになっています。

このため、姉妹都市との交流や、市内在住の外国人との交流、市民団体による国際交流の支援、企業や経済団体による経済交流の促進など、さまざまな分野で国際交流を推進します。また、青少年の海外派遣にも、積極的に取り組みます。

さらに、世界の中の周南市であるとの認識の下に、環境問題への取り組みなどに関する情報の積極的な発信、海外からの来訪者への情報の提供、受け入れ体制の充実など、国際化に対応したまちづくりを進めます。

目標5 主体的に活躍できるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、一人ひとりがその望むところに従い、活躍の場が与えられ、その能力がまちづくりに活かされていくことが大切です。

このため、市民一人ひとりがお互いを尊重し、いっしょになってさまざまな問題に取り組むことのできる社会の実現を目指すとともに、市民と行政が一体となってまちづくりを進める新たなしくみを構築していきます。

(1) 市民と行政のパートナーシップの構築

平成12年(2002年)に地方分権一括法が施行され、それぞれの地域が、主体的に、個性あるまちづくりに取り組んでいくことができるようになりました。周南市の個性は、その地勢や産業構造に加え、市民一人一人の活動によって作り上げられていくものです。

このため、市民と行政とのパートナーシップによる施策の展開を基本として、市民との協働によるまちづくりを積極的に推進し、一人ひとりが輝き、主役となる「私たちが輝く周南市」の実現を図ります。

即ち、情報公開を積極的に推進して情報の共有化を図り、施策の企画段階から市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めます。また、協働の主体となるボランティア活動やNPO、あるいは、まちづくり活動や地域のコミュニティ活動などの自主的・主体的な取り組みを支援するとともに、市職員も積極的に参加するよう努めます。

(2) 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが生き生きと活躍できる地域づくりを進めていくには、すべての人が持つ普遍的権利である基本的人権が尊重される社会の実現が必要です。

このため、人権教育・人権啓発を推進し、相談・支援体制の充実を図るとともに、行政各分野の連携の下に、人権を尊重した事業、施策の展開に努めます。

また、平成16年(2004年)に施行した「男女共同参画推進条例」に沿って、家庭、職場など、さまざまな場所、分野で男女の共同参画が図れるように、男女平等意識の啓発・普及や条件整備、環境づくりに努め、男女がともに責任を担う社会の実現を図ります。

第 1 節 心豊かに暮らせるまちづくり

1. 地域連携による青少年健全育成

(1) 現況と課題

思いやりと創造性豊かな青少年を育てていくためには、地域社会全体としての取り組みが不可欠であるとの観点から、これまで、家庭や地域、学校をはじめ、青少年問題協議会や青少年育成センター等との連携を図りながら、学校教育の充実やさまざまな体験学習事業の実施、健全育成に関する市民活動への支援等の取り組みを進めてきました。

しかしながら、各取り組みの情報が必ずしも共有されておらず、事業実施主体相互間の連携も十分に図られていないのが実態です。

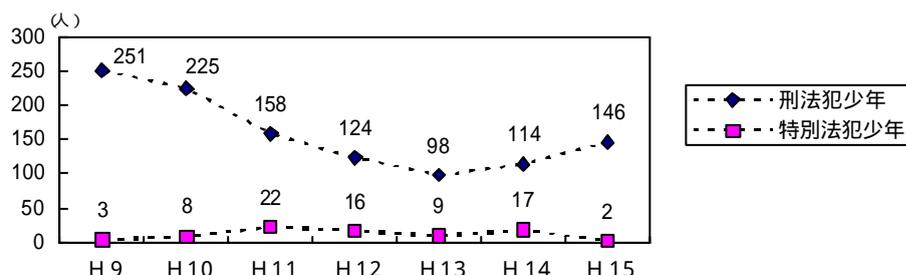
また、いじめや不登校、家庭内暴力、また、児童虐待や少年犯罪の増加、低年齢化など、青少年を取り巻く環境の悪化が、大きな社会問題となっています。周南市では今のところ深刻な状態ではありませんが、核家族化や少子化が進行する中で、家庭、学校、地域内におけるコミュニケーションの不足が懸念材料になっています。

こうしたことから、周南市においては、教育をはじめ、保健、福祉など、幅広い分野にわたる施策を全市的に取り組んでいくため、平成 16 年に「元気こども室」を設置するとともに、平成 17 年 12 月を目途に、施策推進の指針となる「青少年健全育成プラン」の策定を進めています。当面、このプランに基づき、青少年の健全育成に関わる組織、人材のネットワークの整備を進めることが最大の課題であり、それをベースとして、家庭、学校、地域、行政が一体となって、元気な周南っ子が育ち活躍できるまちづくりに取り組んでいきます。

周南市（周南警察署管内）の少年非行の推移

区 分		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
刑 法 犯	犯罪少年（14～19歳）	232	203	141	112	85	90	132
	触法少年（14歳未満）	19	22	17	12	13	24	14
	小 計	251	225	158	124	98	114	146
特別法犯少年（シンナー等）		3	8	22	16	9	17	2
合 計		254	233	180	140	107	131	148

グラフ：周南市の少年非行の推移



(2) 施策の方向

青少年がのびのびと健やかに成長するように、地域社会全体で連携、協力して青少年の健全育成に取り組む環境づくりを推進します。

(3) 施策の体系

地域連携による青少年健全育成	青少年健全育成ネットワークの整備 家庭・地域・学校教育の充実 青少年の社会参加機会の充実 青少年を取り巻く社会環境の改善
----------------	-----------------------------------------------------------------------

(4) 施策

青少年健全育成ネットワークの整備

- ・ 健全育成活動の指針となる「青少年健全育成プラン」を策定し、未来を担う子どもたちを地域の中で育てていくための基本姿勢や行政の役割を具体的な施策として示し、施策の総合的、計画的な推進に努めます。
- ・ 青少年の健全育成に係わる関係機関や諸団体の活動に係る情報の収集と周知により、その連携の強化を図るとともに、「元気こども室」を中心に、連絡調整機能の強化を図ります。
- ・ 市民の手による活動の推進基盤となる市民ファンドの設立や活動拠点の整備を検討します。
- ・ 大人一人ひとりが、子どもたちと共に学び合うことの大切さを自覚し、自分にできることを通じて、地域づくりに参加しようという機運の醸成に努め、市民と行政が協働して地域共育力*の向上を図ります。

地域共育力

大人と子どもが共に学び合い、共に育む地域づくりを実現していくための原動力

家庭・地域・学校教育の充実

- ・ 健全な家庭づくりや家庭の教育力の向上を図るため、育児相談、教育相談等の子育て支援体制の充実や家庭教育出前講座、子育て講座等の機会に関する情報の提供に努めます。
- ・ スポーツ少年団や子ども会、自然体験学習クラブなど、ボランティアにより支えられた地域の青少年健全育成活動に対して、PRの協力、他団体の活動や助成制度に関する情報提供等の支援を行います。また、シルバーボランティアの活用など、地域の活動において中心的な役割を果たす人材の確保、養成に努めます。
- ・ 学校においては、児童生徒が自立した個人となるための基礎や集団生活上の規律を確実に習得させるとともに、正しい倫理観を醸成する教育の充実を図ります。

青少年の社会参加機会の充実

- ・ 青少年が、地域の一員として、自主性や社会性を持って、その個性や能力を發揮することができるよう、学校と協力して、青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ・ 青少年がより広い視野で社会参加経験を積むために、国内外における相互交流機会の充実を図ります。
- ・ 青少年の自立を促し、生きる力を育むため、自然体験、生活体験等のさまざまな体験活動の場や機会の提供に努めます。

青少年を取り巻く社会環境の改善

- ・ 啓発活動の充実を図り、市民ぐるみの運動として、青少年を取り巻く社会環境の改善に取り組みます。
- ・ 非行や問題行動を未然に防ぐため、家庭、地域、学校相互のコミュニケーションの機会を増やし、連携した補導体制の整備と情報の共有化に努めます。

2 . 幼児教育

(1) 現況と課題

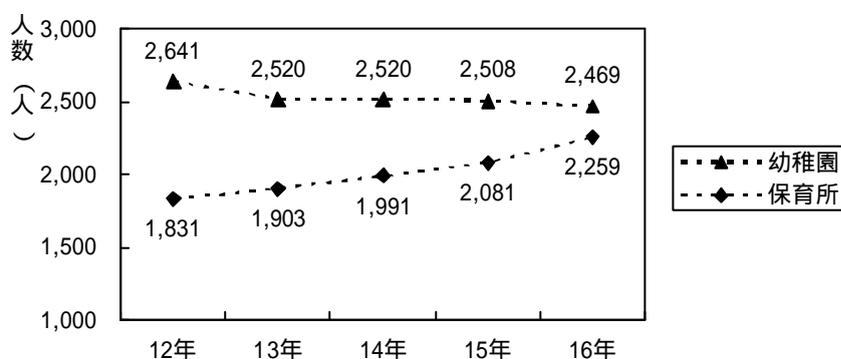
幼児期は、人間形成の基礎が培われる時期であり、同世代の幼児と一緒に過ごす集団生活を通じて、**基本的な生活習慣を身につけるとともに、豊かな人間性を育むことが幼児教育の役割です。**昨今では、**主体的な思考や道徳性を培うことなどを目的に、自然体験、地域のお年寄りや保護者との三世交代行事、「まちのせんせい」を招いて音楽や陶芸を楽しむなど特色ある教育が実践されるようになってきています。**

今後、このような幼児教育の一層の充実を図るために、園と地域との連携の強化を図っていくことが課題になっています。

本市には、公立、私立の幼稚園が各 14 園、計 28 園あり、園児数は **2,469** 人（平成 16 年 5 月 1 日現在）となっています。少子化の影響により園児数は減少傾向にありますが、**反面、市内 27 箇所の保育所に入所する幼児の数は増加してきています。**

今後、**女性の社会活動の進展に伴うニーズの変化や地域ごとのニーズの相違に対応するため、施設配置の再検討や幼稚園と保育所の連携が課題**となっています。

グラフ：幼稚園 保育所の園児数の推移



幼稚園 各年 5 月 1 日現在 資料：教育委員会総務課
 保育所 各年 4 月 1 日現在 資料：児童家庭課

(2) 施策の方向

家庭や地域との連携を図りながら、心のふれあいを基本として、感受性と創造性を培い、心豊かな幼児を育成していきます。

(3) 施策の体系

幼児教育	施設・設備及び教育内容の充実 支援体制の整備
------	-----------------------------------------

(4) 施策

施設・設備及び教育内容の充実

- ・ 幼稚園の施設・設備の維持改修に努め、安全な教育環境の整備に努めます。
- ・ 幼児数の推移や各地区の状況を踏まえながら、施設の適正配置について検討を行います。
- ・ 家庭や地域との連携を図りながら、教育内容の充実を図り、「生きる力」の基礎や豊かな人間性を育む教育を推進します。
- ・ 研修体制の充実により、幼稚園教諭の資質の向上に努めます。

支援体制の整備

- ・ 家庭や社会の要請、時代の変化に対応するため、幼稚園と保育所それぞれの特性や地域の実情をふまえながら、幼稚園・保育所の連携強化に向けた研究を進めます。
- ・ 幼稚園就園に伴う保護者の経済的負担の軽減に努めます。

3. 義務教育

(1) 現況と課題

本市には、小学校が34校1分校、中学校が18校あり、児童生徒数は、12,767名（平成16年5月1日現在）となっています。これらの学校施設の多くは、整備後30年以上経過しており、老朽化が進み、安全、衛生面からも、教育内容の充実を図る上からも、計画的な改築を進めることが課題となっています。

各学校では、「確かな学力」や「生きる力」を育むために、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな指導や体験的・問題解決的な活動の充実を図っています。また、子どもたちの豊かな人間性を育てるために、「心の教育」をすべての教育活動の根幹に位置づけ、特に力を注いでいるところです。

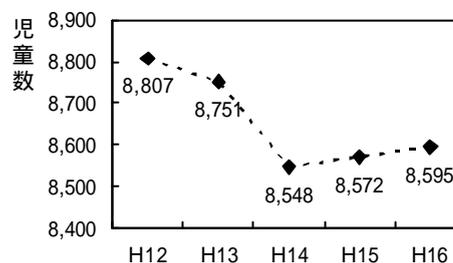
しかしながら、教育内容の一層の充実を図る上でも、また、不登校対策や生徒指導の面でも、家庭や地域に期待される面も多く、学校と家庭、地域社会との連携をより緊密にしておくことが課題となっています。特に、地域ぐるみでたくましく元気な「周南っ子」の育成に向けて取り組むために、開かれた学校づくりと柔軟な学校運営に努めることが当面の課題です。

小学校の状況

		12年	13年	14年	15年	16年
学校数	本校	35	35	35	35	34
	分校	1	1	1	1	1
	計	36	36	36	36	35
学級数	単式学級	304	277	292	292	295
	複式学級	23	23	24	24	24
	75条学級	23	23	26	28	29
	計	350	323	342	344	348
児童数		8,807	8,751	8,548	8,572	8,595

各年5月1日現在 資料:学校教育課

グラフ:小学校児童数の推移

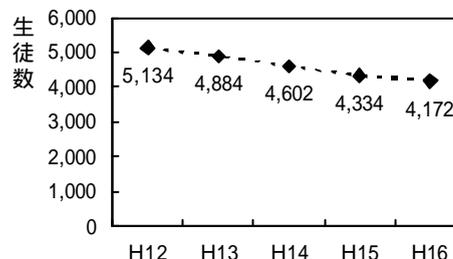


中学校の状況

		12年	13年	14年	15年	16年
学校数		19	19	19	19	19
学級数	単式学級	158	150	150	142	147
	複式学級	-	-	-	-	1
	75条学級	10	12	11	11	18
	計	168	162	161	153	166
生徒数		5,134	4,884	4,602	4,334	4,172

各年5月1日現在 資料:学校教育課

グラフ:中学校生徒数の推移



(2) 施策の方向

安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、豊かな心の育成を基本として、「確かな学力」や「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

(3) 施策の体系

義務教育	教育内容の充実 地域連携の強化と学校運営の充実 教育環境の整備
------	---------------------------------------

(4) 施策

教育内容の充実

A. 教育内容の改善、充実

- ・ ゆとりの中で、創意あふれる教育を推進し、児童生徒の基礎学力を育むために、学習指導の改善に取り組むとともに、一人ひとりの心に働きかける生徒指導、進路指導の充実を図ります。
- ・ 豊かな心を育む道徳教育や特別活動、体育・文化活動への支援、さらには環境問題に対して理解を深め、環境を守るための実践力を育てる環境教育を推進します。
- ・ 地域の自然や文化・人物等を生かして、「ふるさと学習」や特色ある学校づくりに取り組みます。
- ・ たくましく生きるための健康教育を推進するとともに、学校環境衛生の改善・充実に努め、児童生徒及び教職員の保健管理の充実を図ります

B. 一人ひとりの可能性を引き出す特別支援教育の充実

- ・ 障害のある児童生徒に対する教職員の理解を促進し、組織的な支援体制の整備に取り組むとともに、一人ひとりの可能性を引き出す指導や支援が計画的に実施できるように、特別支援教育の充実を行います。

C. 不登校対策の拡充と生徒指導の強化

- ・ 不登校の未然防止に取り組むモデル校を設置するとともに、適応指導教室での指導や学習支援員の派遣等により、不登校問題に対する施策を拡充します。
- ・ 生徒指導上の諸課題に対応するため、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携を推進します。

地域連携の強化と学校運営の充実

- ・ 保護者や地域住民の多様な意見を把握し、地域や学校の特性、実情等を踏まえた教育内容の充実など、学校運営への反映を図るための学校評議員制度の活用により、地域との連携による学校運営の充実に努めます。
- ・ ホームページ等を通じ、教育活動に関する情報を発信するとともに、地域の教育機関や産業界との新しい連携のあり方を模索します。

- ・ 時代の要請や社会の変化に応え、多様性と柔軟性に富んだ学校運営の充実を図るため、地域運営学校等の新たな制度についても研究を行います。

教育環境の整備

A . 安全な通学路と学校区の見直し

- ・ 安全な通学路の確保に努めるとともに、児童生徒数の推移や地域住民の要望により、学校区を見直し、教育の条件整備に取り組みます。

B . 学校施設の整備

- ・ 学校施設の維持・補修に努めるとともに、老朽化した施設については計画的に改築を進めます。
- ・ 耐震診断を行い、耐震補強、改築による耐震化計画を作成し、計画的な整備を行います。

C . 学校給食センターの整備

- ・ 学校給食衛生管理の基準に沿い、給食センターの施設改善と老朽化した施設の統廃合を図り、効率的で衛生的なセンター運営を行います。

4 . 高等学校教育

(1) 現況と課題

本市には、全日制高校が9校（県立8校、私立1校）、定時制高校が1校（県立）あり、これまでの偏差値教育に代表される画一的な教育から、一人ひとりの個性や能力を大切にす
るゆとり教育への転換が図られ、時代のニーズや地域の要請に応えながら、特色ある学校づ
くりが進められています。

また、単位制の導入や中高一貫教育への取り組み、さらには、地元の企業等と協力して就
業体験を行うインターンシップ制度等も積極的に実施されています。

一方、課外活動においても、活発な活動が展開されており、全国大会への出場や全国的な
表彰を受けるケースも多く見受けられるようになっていきます。

今後とも社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めていくことが重要です。

周南市の高等学校

種別	名称	学科・コース
普通科	県立徳山高等学校	理数科・普通科・定時制普通科
	県立徳山北高等学校	普通科
	県立新南陽高等学校	普通科
	県立熊毛北高等学校	普通科・ライフデザイン科
	県立鹿野高等学校	普通科
私立桜ヶ丘高等学校	普通科・商業科・電気科	
商業科	県立徳山商業高等学校	商業ビジネス科・情報ビジネス科
工業科	県立徳山工業高等学校	機械科・情報技術科・環境システム科
	県立南陽工業高等学校	機械システム科・電気科・応用化学科

(2) 施策の方向

地域や中学校との連携を図り、高等学校での教育効果を高めるとともに、良好な教育環境
の充実を促進します。

(3) 施策の体系

高等学校教育	高等学校教育の多様化への対応 保護者等の負担軽減
--------	-----------------------------

(4) 施策

高等学校教育の多様化への対応

- ・ 学科の新設等を関係機関に要望し、高等学校教育の多様化への対応に努めるととも
に、地域との交流機会の増加など、魅力ある高等学校づくりを促進します。

保護者等の負担軽減

A . 奨学金制度の活用促進

- ・ 経済的理由により、就学が困難な生徒の学業継続を支援するため、奨学金制度の活用促進を図ります。

B . 私立高校への助成

- ・ 保護者の負担軽減を図るため、私立高校への助成の充実を図ります。

5 . 高等教育機関（大学教育等）

（1）現況と課題

本市には、徳山大学と徳山工業高等専門学校との2つの高等教育機関が設置されており、地域の産業・経済・教育・福祉・文化など、幅広い分野の振興に大きな役割を果たしています。

大学等の高等教育機関を取り巻く環境は、急速に進む少子化や国立大学等の法人化等の影響により大きく変化しており、それぞれの学校では、時代に合わせた組織の改編や個性と創造力あふれる人材の育成に向けた施策の展開など、特色のある取り組みが行われています。

今後、高等教育機関が地域に根ざした特色ある教育機関として発展していくためには、地域にある教育資源を有効に活用する一方で、知的資源を地域に還元したり、公開講座、リカレント教育*等の学習機会を提供するなど、地域と高等教育機関が、お互いに、支え支えられる関係を構築していくことが課題となっています。

周南市の高等教育機関

名称	種別	学部・学科
徳山大学	4年制大学（私立）	経済学部 経済学科・ビジネス戦略学科 福祉情報学部 福祉情報学科
徳山工業高等専門学校	高等専門学校及び専攻科（国立）	社会電気工学科・機械制御工学専攻 情報電子工学科・情報電子工学専攻 土木建築工学科・環境建設工学専攻

（2）施策の方向

「産・学・公・民」の連携により、高等教育の充実を図るとともに、都市（まち）の活性化を図ります。

（3）施策の体系

高等教育機関（大学教育等）	高等教育を支える地域連携の促進 高等教育機関の活用によるまちの活性化
---------------	---------------------------------------

（4）施策

高等教育を支える地域連携の促進

- ・ 高等教育機関におけるインターンシップなどの実践教育やシンポジウムなどの研究活動について、情報や場の提供など、地域として支援していきます。
- ・ 高等教育機関の学生が、その力を発揮して挑戦できる機会をの提供するとともに、そのような活動を支援・奨励します。
- ・ 経済的理由により、就学が困難な学生の学業継続を支援するため、奨学金制度の活用促進を図ります。

高等教育機関の活用によるまちの活性化

- ・ 多様化していく市民の学習ニーズに対応していくために、オープンカレッジ*やサテライトカレッジ*など、公開講座の開催を促進します。また、地域のニーズを踏まえ、社会人のリカレント教育のあり方について研究します。
- ・ 産業の活性化に向けた産学連携の取り組みをはじめ、生涯学習や地域活性化など、さまざまな分野での地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。
- ・ 高等教育機関の教員や学生による、地域活性化に繋がる特色ある取り組みを支援します。

リカレン教育

学校を修了した社会人が、必要に応じて再び学校の教育を受けるシステム。具体的には、大学等の高等教育機関が、そのような人のニーズに応じて、さまざまな学習の場を提供するというもの。

オープンカレッジやサテライトカレッジ

高等教育機関を地域に開かれた生涯学習の拠点として、学生だけでなく広く一般市民を対象とした各種講座を開催すること。（オープンカレッジは市が主催で行う講座。サテライトカレッジは市と大学等が共同で開催する講座。）

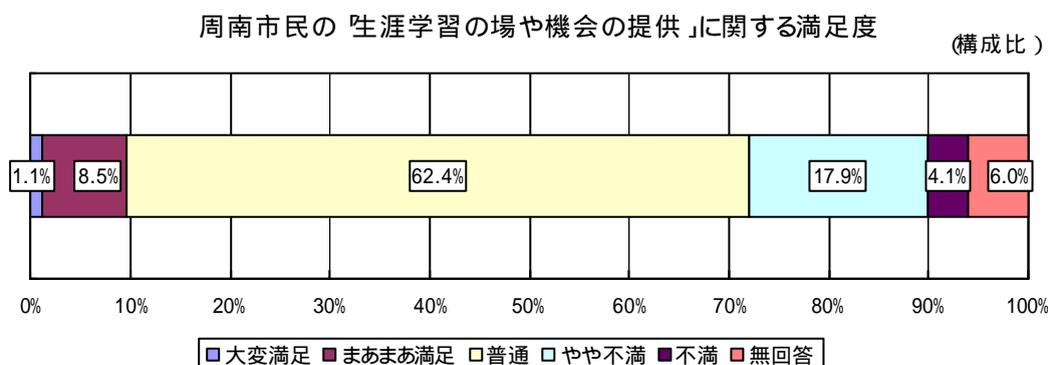
6 . 生涯学習

(1) 現況と課題

市内の公民館等においては、**市民に広く開放された**各種学習講座が提供されています。特に、周辺の大学等と共同で実施するオープンカレッジやサテライトカレッジでは、幅広い分野でそれぞれの特性・特色を生かした講座が開設されており、多くの受講者を集めています。一方、市民自らが学習グループを結成し、自分たちのライフスタイルにあわせて自由な時間に自由な題材で学習するといった動きも多く見受けられるようになりました。

しかしながら、これらの情報が周知されているか、また、講座の内容が多様なニーズに応えるものになっているかといった点については、十分な検証がなされていません。また、生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って、計画し、参加することにあります。そのような活動を支援する体制は十分ではなく、高等教育機関や専門学校、関係団体と連携して、市民自らが行う講座や教室の開催を支援するなど、市民の多様な学習ニーズに応えていくことが今後の課題となっています。

一方、図書館については、生涯学習拠点の一つとして、市民の読書や学習、研究等のさまざまなニーズに応えられるように、資料の充実やコンピュータ化等の整備を進めていますが、**利用者の増加や多様化・専門化に対応するとともに、多角的な図書館サービスを提供することが課題となっています。**



資料 :市民アンケート(平成 15年 8月実施)

(2) 施策の方向

誰もが生涯のあらゆる時期において学習機会を選択して学ぶことができ、その学習効果が生かされる生涯学習社会を構築します。

(3) 施策の体系

生涯学習	市民主導・地域主導の生涯学習支援 情報の周知等 図書館機能の充実
------	----------------------------------------

(4) 施策

市民主導・地域主導の生涯学習支援

- ・ 「生涯学習推進プラン」に基づき、さまざまな施策が計画的・効果的に展開できる体制を整備します。
- ・ 多様なライフスタイルに対応した、生涯学習の活動機会の拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的・意欲的な活動の支援に努めます。
- ・ 市民参画により、高等教育機関や専門学校等と連携して、現代的課題や生涯各期に応じた特色ある学習事業を実施します。

情報の周知等

- ・ 学習情報の提供機能や学習相談機能、学習支援機能を持った生涯学習センター（学び・交流プラザ）の整備を推進するとともに、地域活動の拠点となる公民館施設の充実を図ります。
- ・ 広く市民に開かれた講演会、シンポジウム、コンテストなどについて、後援、広報支援を行います。

図書館機能の充実

A. 資料・情報及びサービスの充実

- ・ 図書館においては、利用者の多様なニーズに対応した新鮮で豊富な資料・情報の充実を図るとともに、歴史や文化等に関する地域資料の収集保存に努めます。
- ・ 誰もが利用しやすい読書環境の提供に向け、インターネットによる予約や移動図書館等のサービスの充実を図ります。

B. 子どもの読書活動の推進

- ・ 学校図書館との連携を図りながら、児童図書コーナーの充実や幼児・児童を対象としたお話し会の開催等により、子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。

7. 文化・芸術

(1) 現況と課題

周南市には、文化会館をはじめ、美術博物館や郷土美術資料館等の文化施設が整備されており、優れた芸術や美術品等に親しみ鑑賞できる場として活用されています。また、市民自らの文化・芸術活動を支援するため、公民館等において学習講座が開設され、活動成果の発表の場として展覧会や音楽会等も開催されています。

一方、各地域には伝統ある文化財等が多く残されており、市民に郷土の歴史や伝統に興味や関心を持ってもらうための展示活動や保存活動等も行われてきました。また、国の文化財に指定されている三作神楽や八代の花笠踊などの伝統芸能についても、保存会の活動や学校行事を通じて、その継承が図られています。さらに、各地区の伝統芸能が一同にかいする伝統芸能大会が定期的に行われ、相互交流の促進や内外への情報発信の場となっています。

今後も、市民が優れた芸術や文化に触れる機会の充実に努めるとともに、市民の文化・芸術活動を支援し、これまで培われてきた文化的土壌の上に、周南市民としての誇りと自信もてる特色ある文化・芸術活動を促進していきます。

文化会館コンサート等の開催状況(平成15年度主要事業)

事業名	開催日	入場者数
劇団四季ミュージカル「青い鳥」	7/25	1,022人
チェコ国立ブルゼーニョ歌劇場オペラ「椿姫」	8/31	870人
松竹大歌舞伎四代目尾上松緑襲名披露公演(昼夜2回)	9/8	1,301人
松浦亜弥コンサートツアー2003 秋(昼夜2回)	9/2	2,911人
スタニスラフ・ブーニン ピアノリサイタル	11/2	1,657人
伝統芸能 in 周南	11/8	998人
第11回まどみちおコスモス音楽祭	11/26	1,600人

美術博物館展覧会の開催状況(平成15年度主要事業)

事業名	開催日	入場者数
周南美術のあけぼの展	5/23～6/29	4,145人
あるサラリーマン・コレクション～戦後日本美術の場所	7/11～9/21	6,409人
第1回周南市美術展2003	10/17～10/29	3,421人
川端康成 文豪が愛した美の世界	11/14～1/12	6,688人
第13回林忠彦賞記念オリジナルプリント展「日本の家元」	3/5～3/21	697人

周南市の国指定文化財

種別	名称	所在地	指定日
特別天然記念物	八代のツルおよびその渡来地	大字八代・大字中須南	平成元年8月14日
重要文化財(絵画)	絹本著色 陶弘護像	美術博物館(寄託)	昭和49年6月8日
重要文化財(考古資料)	山口県竹島古墳出土品	本陣町	昭和63年6月6日
記念物(天然記念物)	大玉杉	大字須々万本郷	昭和5年8月25日
重要無形民俗文化財	三作神楽	大字夏切	平成12年12月27日
無形の民俗文化財	八代の花笠踊	大字八代	昭和46年4月21日

(2) 施策の方向

地域の歴史・風土等を反映した特色ある文化・芸術活動の振興を図るとともに、優れた芸術に触れる機会を充実し、文化の香り高い周南市の建設を推進します。

(3) 施策の体系

文化・芸術	文化・芸術活動の振興 文化財の保護と活用
-------	-------------------------

(4) 施策

文化・芸術活動の振興

- ・ 文化会館でのコンサートの開催や美術館での展覧会の開催などにより、内外の優れた作品の鑑賞の機会を充実を図り、文化・芸術に気軽に親しむことができる環境づくりを進めます。
- ・ 文化振興財団、文化協会をはじめ、各種文化団体の活動を支援するとともに、芸術祭等の活動発表の場の充実に努め、地域に根づいた文化・芸術活動の振興に努めます。
- ・ 伝統芸能への理解を深めるとともに、継承を図るための後継者の育成や他地域との交流による、地域情報の発信に努めます。
- ・ 文化会館、美術博物館、郷土美術資料館を文化・芸術活動の拠点施設として、その整備・充実を図ります。

文化財の保護と活用

- ・ 文化財の計画的な保存・修復を進め、美術博物館、郷土美術資料館等への保存とともに、市民への公開を進めるなど、積極的な活用を図ります。
- ・ 学校や地域において、子どもたちが身近に継続的に文化財を学習、体験できる機会の充実を図ります。
- ・ NPO等の民間団体や文化ボランティア団体等との連携協力を図りながら、建造物や史跡等の文化財及び周辺環境の保存・活用に努めます。
- ・ 特別天然記念物であるナベヅルについては、八代地区周辺が本州唯一の渡来地であることから、ネグラ等の生育環境の整備に努めるとともに、渡来数の回復を図るため、保護増殖事業を推進します。

8 . スポーツ・レクリエーション

(1) 現況と課題

市民の健康づくりの促進とスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、関係団体等の連携の下に、各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催するとともに、市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズに応えるため、総合スポーツセンターをはじめとする各種施設の整備・充実、小・中学校の体育館等の開放を実施しています。

さらに、平成10年のバレーボール世界選手権や平成16年の高校総体ハンドボール競技をはじめ、バスケットボール、バドミントンの日本リーグ開催など、スポーツイベント誘致に努め、市民に優れたスポーツを楽しむことのできる機会の提供を図っています。

今後、ライフスタイルの変化等にもともなって、スポーツ・レクリエーションに対するニーズはますます高まることが予想されており、市民のだれもが生活の一部として気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めていくことが必要です。このため、子どもから高齢者まで、個々のニーズに幅広く対応できるスポーツクラブの育成や指導者の養成が課題となっています。

周南市の主なスポーツ施設

地区	区分	施設名称
徳山	体育館	総合スポーツセンター（メインアリーナ、多目的ホール、弓道場、健康ルーム、カルチャールームなど）
	その他	陸上競技場、野球場、水泳場、庭球場、ソフトボール球場、サッカー場、アーチェリー場など
新南陽	体育館	新南陽体育館
		新南陽体育センター
	その他	高瀬サン・スポーツランド（全天候テニスコート、ゲートボール場、多目的グラウンド、キャンプ場） 新南陽武道館、福川武道館、新南陽プール、新南陽球場
熊毛	体育館	熊毛体育センター
	その他	熊毛武道館、大河内プール
鹿野	体育館	鹿野総合体育館（アリーナ、柔剣道場、トレーニング室、シャワー室など）
	その他	鹿野プール、鹿野庭球場

学校施設スポーツ開放の状況（15年度）

区分	対象	利用延べ人数
小学校	市内34校の体育館・グラウンド	259,613人
中学校	市内19校の体育館・グラウンド	53,036人

(2) 施策の方向

誰もが生涯のあらゆる時期において、それぞれの体力や技術等に応じて、スポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる機会と場の提供に努めます。

(3) 施策の体系

スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション活動の振興 施設の整備・充実
---------------	--------------------------------

(4) 施策

スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・ 指導者を確保するため、(財)日本体育協会や県教育委員会が行う生涯スポーツ指導者、少年スポーツ指導者のための研修会、講習会への派遣等により、資格の取得を積極的に促進するとともに、指導者の資質や指導力の向上に努めます。
- ・ 体育協会や地域レクリエーション・スポーツ推進団体、自治会等との連携を図るとともに、活動に対する助成や各種大会及び講習会等に関する情報提供等により、地域スポーツ団体、スポーツ少年団等のスポーツ・レクリエーション組織の育成強化に努めます。
- ・ 市民が広く参加できる各種スポーツ教室やスポーツ行事の開催及びスポーツ・レクリエーション活動の啓発、情報提供に努めます。
- ・ プロスポーツや全国大会等の誘致を促進し、優れたスポーツに身近に接することのできる機会の拡充を図ります。

施設の整備・充実

- ・ 子どもから高齢者まで、また、初心者からトップレベルの競技者まで、個々のニーズに応じたスポーツ活動を行うことができる総合型地域スポーツクラブの整備を地域住民と連携を図りながら促進します。
- ・ 学校体育施設の開放をはじめ、各種スポーツ施設の整備を推進し、市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場の充実を図ります。

9 . 国際交流・地域間交流

(1) 現況と課題

周南市は、ブラジルのサンベルナルド・ド・カンボ市、オーストラリアのタウンズビル市、オランダのデルフザイル市と姉妹都市提携を結び、教育・文化・スポーツなどの交流、定期的な相互訪問などを行っています。さらに、青少年の国際感覚の醸成と国際社会に対応できる人材の育成を目的として、中高校生等の海外派遣事業や外国青年語学指導助手の招へい事業を進めています。

民間の事業所では、韓国、中国等の事業所と友好関係を結び、それぞれの分野で交流が図られているほか、市民団体等においても、ホームステイによる青少年の派遣・受入や在住外国人との交流、日本文化の紹介など、市民レベルでの交流が盛んに行われています。

また、徳山下松港には外国船舶の入港も多く、街なかを歩く外国人も多く見受けられます。

今後とも内外に開かれた周南市の建設は重要な課題であり、国際交流の推進や国際社会に対応した都市基盤の整備、環境づくりを進めます。

さらに、世界の中の周南市という観点から、環境問題等地球規模の課題に関し、国際社会の一員として何が出来るか検討し、実施していくことも今後の課題です。

周南市の姉妹都市

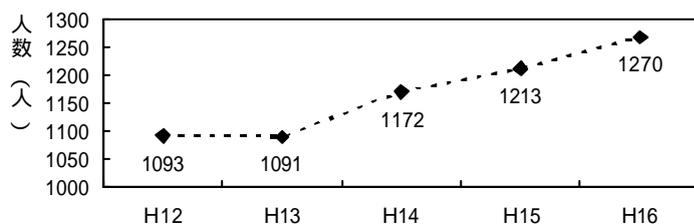
国名	都市名	提携年月日
ブラジル	サンベルナルド・ド・カンボ市	昭和49年4月23日 (旧徳山市)
オランダ	デルフザイル市	平成2年5月22日 (旧新南陽市)
オーストラリア	タウンズビル市	平成2年9月30日 (旧徳山市)

国際交流・国際協力を主な活動分野とする市民活動団体の状況

1	カナダ友好協会	2	GCN(グローバル・コミュニケーション・ネットワーク)	3	NPO法人 JACFA
4	周南地区日本中国友好協会	5	S.P.A.2004(Shunan Peace Academy)	6	青少年国際交流実行委員会
7	青年国際交流好感会	8	NHCN(Nature and Communication Network)	9	HOPE
10	山口県日中友好教育基金会	11	山口・モンゴル友好協会		

資料 :市民活動ガイドブック2004

グラフ :外国人登録者数の推移



各年3月末現在 資料 :市民課

(2) 施策の方向

さまざまな国際交流を通して、各々の文化や価値観を認め、相互理解を深めることにより、国際社会の一員として貢献できる周南市を目指します。

(3) 施策の体系

国際交流・地域間交流	多様な交流活動の推進 外国人にやさしい環境づくり 国際社会への貢献
------------	-----------------------------------------

(4) 施策

多様な交流活動の推進

- ・ 多くの国々との交流の推進を図るため、民間の国際交流団体、NGO等への情報提供や活動PR、助成等の活動支援、団体間相互のネットワーク形成支援などにより、市民レベルの国際交流、国際協力活動を促進します。
- ・ 姉妹都市については、その意義、成果について検証しつつ、双方の市民交流の促進に繋がる実効ある協力関係の樹立に努めます。
- ・ 中高生等の海外派遣や外国青年語学指導助手の招へい等により、国際性豊かな人材を育成するとともに、国際感覚の醸成に努め、市民の国際化への理解を高めます。

外国人にやさしい環境づくり

- ・ 市内で生活する外国人の増加に対応するため、国際標記の案内板の整備、情報提供の充実を図るなど、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。
- ・ ホストファミリーの登録など留学生の受け入れ体制の整備や留学生と市民との交流機会の拡充を図ります。

国際社会への貢献

- ・ 地球環境問題への対応や途上国支援など、周南市として、どのような国際社会への貢献が可能か、現状を踏まえ、検討していきます。

第5節 主体的に活躍できるまちづくり

4.8 市民と行政のパートナーシップの構築

(1) 現況と課題

市政の運営は、市民の積極的な参画により、進めていくことが重要です。このため、まちづくりの課題について市民と行政が意見を交わす中で解決策を模索するCAA*の実施や、審議会委員等の一般公募、まちづくり懇談会の実施等、市政への市民参画の機会の提供に努めています。また、情報公開条例の制定による市民への情報公開、広報誌やホームページを通じての情報提供に努めています。

しかしながら、超少子高齢化社会の到来に伴い、市民のライフスタイルや価値観が今後ますます多様化することが予想され、従来のような意見聴取と情報提供のみでは、多様な市民ニーズを、まちづくりに生かしていくことが困難となってきました。

他方、現在、約290の市民活動団体や市民が市民活動グループバンクやボランティア人材バンクに登録され、福祉、教育、文化、環境、まちづくりなど、さまざまな分野で自主的・主体的な活動が展開されています。市としても、市内に2箇所の市民活動支援センターを整備し、さまざまな面から市民活動を支援しています。

こうした活動を通じて市政への関心も高まっています。今後、このような市民活動を通じて蓄積された経験を踏まえ、市民が市と一体となって、公共の領域を担っていくことが課題です。また、市民一人ひとりが自立し、自らが考え、創意工夫を重ね、主体的にまちづくりを推進していくという、自治の文化を高めていくことも必要です。

このため、今後は、施策・事業のあらゆる分野で、市民と行政が一体となってまちづくりを推進していくことが必要であり、そのための体制づくりが課題となっています。即ち、十分な情報の公開と、まちづくりは自らが担うとの市民意識を前提に、当面、行政と市民活動が相互に参画し合いながら、施策・事業の企画から実施までを、協働して推進していきます。

CAA 市民 (Citizen) と行政 (Administration) の連合 (Association) を意味する。

(2) 施策の方向

市民と行政が一緒になってまちづくりを進めるシステムづくりを推進します。

(3) 施策の体系

市民と行政のパートナーシップの構築	情報の共有化の推進
	市民参画の推進
	まちづくりに主体的に取り組む市民の活動の支援
	協働のための環境整備

(4) 施策

情報の共有化の推進

- ・ 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用を図り、情報公開を積極的に推進し、市民と行政の情報の共有化に努めます。
- ・ 各種情報を的確に市民に提供するため、広報の充実に努めるとともに、インターネット、CATV等を活用した情報提供活動の充実に努めます。

市民参画の推進

- ・ 各種審議会等の積極的な活用や委員の公募方式の拡充を図るなど、市民参画に向けた手法や手続きを整備し、政策形成過程のさまざまな段階で市民参画が可能なシステムづくりに努めます。

まちづくりに主体的に取り組む市民の活動の支援

- ・ 市民によるまちづくり活動の拠点として市民活動支援センターが役割を果たせるよう機能の拡充を図り、必要な資源の提供に努めます。
- ・ まちづくり活動を進める団体間のネットワーク化の促進や、人材情報を蓄積・提供することによって、活動団体が新しい人材を確保しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 現在活動している人々への研修機会の充実に努めるなど、まちづくりに参加する自立した市民の層を広げていきます。

協働のための環境整備

- ・ 市民活動団体、ボランティアの活動情報やイベント情報をインターネット等を通じて簡単に入手できるシステムの整備や市民活動情報誌等の発行を通じて、市民活動団体や人材の交流を促進します。
- ・ 施策の計画段階への市民参加を進めるとともに、市民によるまちづくり活動への市職員の参加を促進します。

49 . 人権

(1) 現況と課題

私たちが、自由で平等な、そして幸せな生活を送るためには、基本的人権の尊重が何よりも大切です。基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として、日本国憲法で保障されています。

こうしたことから、基本的人権の尊重を基に、さまざまな人権課題に対応するため、担当部署として人権教育課、人権推進課を設け、人権教育・人権啓発活動に積極的に取り組んでいます。

今後は、「あらゆる人の人権が尊重されるまち」の実現をめざして、関係諸機関と連携して、幅広い人権課題への対応やより一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に対する総合的な取り組みが必要です。

(2) 施策の方向

「あらゆる人の人権が尊重されるまち」の実現をめざします。

(3) 施策の体系

人権	人権教育の推進 人権啓発の推進 関係機関との連携
----	--------------------------------

(4) 施策

人権教育の推進

A. 学校における人権教育の推進

- ・ 学校における人権教育の推進を図るため、校内における人権教育推進体制の確立、人権尊重の視点に立った指導並びに資料の整備・充実、人権が尊重される環境づくり、教職員の人権意識の高揚と研修機会の充実等に努めます。

B. 地域社会における人権教育の推進

- ・ 全市的な人権教育推進体制の確立を図るとともに、地域に根ざした人権教育の推進と指導者の養成に努めます。
- ・ 公民館や企業職場等における人権教育の推進など、学習機会の充実を図ります。

人権啓発の推進

- ・ 市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、さまざまな人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、啓発行事や自主的な人権学習の取り組みへの支援など、幅広い啓発活動を推進します。
- ・ 隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての機能の充実を図ります。

関係機関との連携

- ・ 人権に係わる相談窓口の紹介、関連資料の提供など、人権問題に関わる関係機関との連携を図り、市民の抱える問題の解決を支援します。

50 男女共同参画

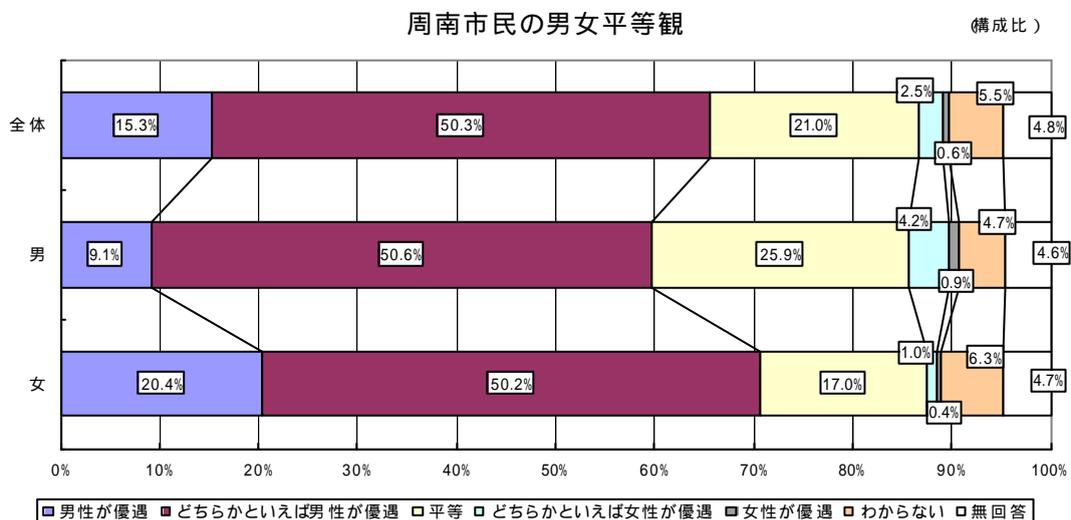
(1) 現況と課題

ひとがいきいきと輝くまちづくりを進めていくためには、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等なパートナーとして共に責任を担いながら、あらゆる分野で参画する男女共同参画社会の実現が不可欠です。

しかしながら、本市が平成15年に実施した「男女の平等意識に関する調査」によると、社会全体で男女の地位の平等感は、男性の方が優遇されているとした人が女性で70.6%、男性で59.7%となっており、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意識等からくる事実上の男女格差の是正や各分野での方針決定過程への男女共同参画の促進、また、男女間における暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントへの対応など、解決すべき多くの課題があります。

このため、「男女共同参画室」を設置し、市民意識の調査や啓発活動等に取り組んでおり、さらに、市民との協働により、一層積極的な取り組みを進めていくために「男女共同参画推進条例」を制定しました。

今後、この条例に基づき、あらゆる分野に男女がともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できるように、男女共同参画に関する意識の醸成や環境整備など、施策の総合的、計画的な推進を図ることが求められています。



(2) 施策の方向

男女の平等を基礎とし、対等なパートナーとして個性と能力を存分に発揮できるように、あらゆる分野への男女共同参画を推進します。

(3) 施策の体系

男女共同参画	推進体制の充実 男女共同参画意識の醸成 能力発揮と就業のための条件整備 男女間における暴力等の根絶
--------	------------------------------------------------------------

(4) 施策

推進体制の充実

- ・ 「男女共同参画基本計画」に**基づき**、施策の総合的で計画的な推進を図ります。
- ・ 推進本部による施策の連携、調整を図るなど、全庁的な推進体制を整備するとともに、地域での市民推進員活動の充実やリーダーの養成、推進母体となる市民組織の設立、さらには活動拠点となる施設の整備を進めるなど、市民との協働による推進体制の充実を図ります。

男女共同参画意識の醸成

- ・ 男女の固定的な役割分担意識を見直し、互いに個性と能力を尊重し合えるように、学習会の開催や情報誌の発行を行い、学校、地域、職場など、さまざまな分野での意識啓発に努めます。

能力発揮と就業のための条件整備

- ・ 施策や方針決定の場への男女共同参画促進に努めるとともに、自らの意思によって、性別にかかわらず十分に能力が発揮できるように、就業環境等の整備を図り、子育て支援や介護支援など、家庭生活と職業その他の活動の両立ができる環境づくりに努めます。

男女間における暴力等の根絶

- ・ 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶について啓発を進めるとともに、県相談センター、警察署、民生委員、人権擁護委員等の関係機関との連携による相談体制の充実に努めます。